

西宮市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から資金を借入れ、兵庫県があらかじめ利子補給補助の承認をした農業者（以下「申請者」という。）に利子補給金の交付を行うこととするが、その交付については、兵庫県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱（平成6年10月19日施行。以下「県交付要綱」という。）、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「市補助金規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(利子補給の対象)

第2条 前条の規定によって利子補給金の交付を受けることのできる対象資金は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5-1に規定する資金とする。

(利子補給額、利子補給の交付対象期間等)

第3条 利子補給金の額は、市が申請者に第5条の規定による利子補給承認を行う時点において、申請者が支払う利子のうち、償還期間25年の場合の農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率から、農業近代化資金（個人一般）の貸付利率から0.5%を控除した割合に相当する額を差引いた額とする。ただし、農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率から0.5%を控除した割合が0.5%を下回る場合は、農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率から0.5%を控除した割合に相当する額とする。

2 前項の利子補給金の交付対象とする期間は、第5条の規定による利子補給承認日から起算して、前条の資金の15年以内の最終約定償還日までの期間とする。

3 第1項に定める利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間に申請者が支払った約定金利を対象とする。

4 申請者が元利償還金を延滞した場合は、その年の利子補給金は交付しないものとする。ただし、第6条に定める農業経営基盤強化資金利子補給金の交付申請の日までに償還した場合は、この限りではない。

(利子補給の承認申請)

第4条 申請者は、農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第5の6（4）に規定する借入申込書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(利子補給の承認)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めた場合は、これを承認することとし、農業経営基盤強化資金利子補給承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、県交付要綱第3条の規定に基づき、利子補給金の承認後、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給補助承認申請書を兵庫県知事に提出し、県交付要綱第4条の規定に基づき農業経営基盤強化資金利子補給補助承認書の交付を受けるものとする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 申請者は、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書(様式第3号)に、農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請明細書、政策公庫資金(農林水産事業)払込案内(写し)及び政策公庫資金(農林水産事業)払込金領収書(払込金受取書)(写し)を添えて、毎年度1月25日までに市長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、農業経営基盤強化資金に係る利子補給金の交付決定及び交付額の確定を行った場合は、農業経営基盤強化資金利子補給金交付決定(交付額確定)通知書(様式第4号)を申請者に交付する。

2 市長は、県交付要綱第6条の規定に基づき毎年度2月5日までに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書を知事に提出し、県交付要綱第7条第1項の規定に基づき利子補給補助金交付決定(交付額確定)通知書の交付を受けるものとする。

(利子補給金の交付)

第8条 申請者は、前条の通知後、速やかに、又は第6条に定める利子補給金の交付申請に併せて、農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、利子補給金額の確定後、前項に規定する請求に基づき、速やかに利子補給金を交付するものとする。

3 市長は、前条第2項の通知書の交付を受けた後、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書を兵庫県知事に提出し、第3条に定める利子補給補助金を受けることとする。

(利子補給の変更承認)

第9条 第5条の規定により承認を受けた事項について、市が指定する暴風雨、地震等の天災地変その他特別な事由により資金借入条件の変更を行う場合で、変更後の条件により利子補給を受けようとする申請者は、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項による利子補給変更承認申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、関係機関と協議の上、農業経営基盤強化資金利子補給変更承認書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、変更承認を行ったもののうち、県交付要綱第9条第2項の規定に基づき、兵庫県知事が承認した場合は、変更後の条件により利子補給補助金を受けるものとする。

(資金借入条件変更届)

第10条 借入者は、次の各号に定める変更が生じたときは、速やかに、農業経営基盤強化資金借入条件変更届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(1) 結婚、養子縁組、死亡継承等により、個人の借入者の氏名が変更されたとき。

(2) 法人の借入者の名称が変更されたとき。

(3) その他、元利金払込日の変更等、軽微な借入条件の変更が生じたとき。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利子補給金の交付決定(交付額の確定)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第2条に定める農業経営基盤強化資金を借り受けて行った事業について、計画に即した事業を実施していないと認められるとき。
- (3) 利子補給金交付決定(交付額の確定)通知書の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項に規定する取消しの決定を行った場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第13条 申請者は、前条第1項の規定により利子補給金の返還を命じられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 申請者は、前条第1項の規定により利子補給金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(交付手続等の特例)

第14条 この要綱による利子補給金の交付については、市補助金規則第20条の規定により、市補助金規則第14条の規定による実績報告は省略するものとし、市補助金規則第15条第1項の規定による確定通知は、市補助金規則第8条第2項の規定による交付決定通知と併せて行うものとする。

2 第4条、第6条及び第8条第1項の手続は、申請者に代わって公庫、公庫の受託金融機関、農業者に転貸する農業協同組合が行うことができるものとする。この場合においては、各書類の提出の際に委任状(様式第9号)を提出するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。